

薬食発0702第1号
平成26年7月2日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第248号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記



第1 改正要旨

1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認された物質について、新たに麻薬として指定するため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）を改正した。

2 改正の内容

次の物質を新たに麻薬に指定した。

キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成26年7月2日）から起算して30日を経過した日（平成26

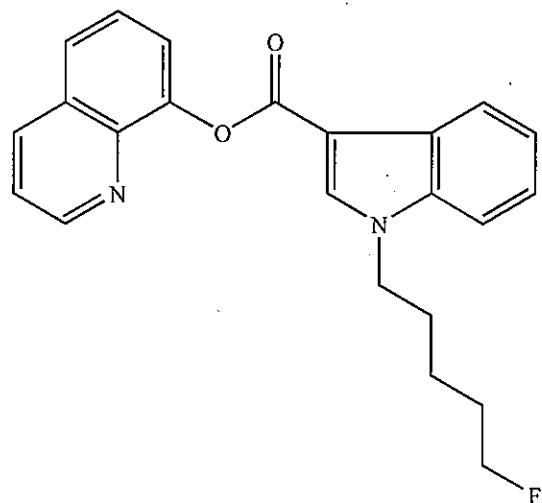
年8月1日)から施行する。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

- 1 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 2 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、1と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- 3 1及び2について、法律第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- 4 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日前までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- 5 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第3 物質の構造式等

- 1 化学名：キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート
通称：5F-QUPIC、5F-PB-22
構造：



(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔政 令〕

- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二三八)
- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二三九)
- 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二四〇)
- 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二四一)
- 電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二四二)
- 電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二四三)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二四四)
- 金融商品取引法等の一部を改正する政令 (二四五)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部を改正する政令 (二四六)

〔府 令〕

〔府令・省令〕

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府四八)
- 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (同四九)
- 社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・法務二)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (内閣府・文部科学・厚生労働二)
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (財務・経済産業二)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令 (厚生労働七五)

〔告 示〕

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (内閣府一五九)
- 株式会社日本政策金融公庫法別表第一十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件 (財務・経済産業五)

〔二四〕

〔二五〕

〔二六〕

〔二七〕

〔二八〕

〔二九〕

〔二三〕

〔二四〕

〔二五〕

〔二六〕

〔二七〕

〔二八〕

〔二九〕

〔二三〕

〔二四〕

〔二五〕

〔二六〕

〔二七〕

〔二八〕

〔二九〕

〔二三〕

〔二四〕

〔二五〕

〔二六〕

〔二七〕

〔二八〕

〔二九〕

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (財務・経済産業二)
- 死因究明等推進計画の要旨の公表について (内閣府)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

